

## 国境なき医師団日本 役員報酬内規

### 第1条 目的

本内規は、特定非営利活動法人国境なき医師団日本定款第3章第21条を補完するために制定する。

### 第2条 報酬

役員の数全体の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- (1) 報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。
- (2) 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。
- (3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

### 第3条 報酬の支払日

役員報酬の支払いは、毎月末日とする。

### 第4条 報酬の支払い

役員報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。

ただし、法令または規定に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

### 第5条 内規の改正

本内規の改正は理事会の議決を経て行う。

### 第6条 実施

本内規は2014年5月9日からこれを実施する。

特定非営利活動法人 国境なき医師団日本  
就業規則（平成 21 年 8 月 1 日改定）抜粋

## 第4章 給 与

### 第13条 給与

1. 職員の給与は、職位および職責を基本に決定する。

管理職	ジェネラル・ディレクター	
	ディレクター	
	マネージャー	または同等の職責
非管理職	コーディネーター	または同等の職責
	オフィサー	または同等の職責
	スタッフ	または同等の職責
2. 給与は月俸制とする。
3. 非管理職の月俸は基本給と40時間分の時間外勤務手当を含むものとする。時間外勤務手当には、月の所定総労働時間を超える時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当、法定休日勤務手当を含むものとする。月 40 時間を超える残業については事前に所属長の承認を得なければならない。
4. 管理職は時間外勤務手当の対象とならない。管理職の月俸は基本給と役職手当からなる。役職手当は深夜勤務手当を含むものとする。
5. 給与は職務経験、職責の変更、物価の推移等を考慮して見直される。

### 第14条 給与の支払

1. 給与は暦月の1日から末日までを支給対象期間とする。
2. 給与の支給日は毎月25日に職員が指定した国内の銀行口座に支給する。ただし、当日が休日のときはその直前の営業日を支給日とする。
3. 雇用月、退職月、休職、復職や欠勤などで、支給対象期間が1ヶ月未満の場合は、支給対象日数に基づき日割り計算によって支給する。支給額の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げ、控除額に1円未満の端数が生じたときはこの端数を切り捨てる。
1. 給与からは、下記の項目を控除する。
  - 1) 所得税、住民税、社会保険料、その他法令に定められたもの
  - 2) 社員の過半数を代表する者との書面協定により給与から控除することとしたもの

## 第15条 手当

1. (通勤手当) 職員の自宅から就業場所までの最も経済的且つ効率的な公共交通機関による通勤定期代を支給する。支給方法は、3ヶ月定期代を1月(1～3月分)、4月(4～6月分)、7月(7～9月分)、および10月(10～12月分)の給与支給日に支払う。支給対象期間が3ヶ月に満たない場合は、1ヶ月定期代に基づく日割計算で支給する。支給額の上限は1ヶ月定期代 40,000 円と定める。
2. (子供手当) 18歳以下の税務上被扶養者である子供を扶養する職員には、月額 15,000 円の子供手当を支給する。ただし、対象となる職員の子供が、既に本団体または MSF の他の機関によって子供手当を支払われている場合は、本団体は当該子供に対する子供手当の支給を行わない。
3. 勤務期間が1ヶ月未満の場合、手当は暦月の勤務日数に基づき日割り計算によって支給する。支給額の計算上、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げ、控除額に1円未満の端数が生じたときはこの端数を切り捨てる。

## 第16条 時間外勤務手当

1. 非管理職の職員には、以下の割増率による時間外勤務手当を支給する。

1) 月の所定総労働時間を超えた勤務	25%
2) 深夜勤務 22時から5時まで	25%
3) 法定休日勤務	35%

(抜粋以上)

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人国境なき医師団日本	事業年度	R2年1月1日～R2年12月31日
-----	--------------------	------	-------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
一般個人寄付収入	11,539,600,859 円
一般法人寄付収入	1,424,682,326 円
その他団体寄付収入	85,820,270 円
外務省国際機関等拠出金	279,527,952 円
他の MSF からのグラント	527,058,820 円
アソシエーション会費収入	758,400 円
利息収入および評価益等	12,475,940 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	13,869,924,567 円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

該当なし











6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
	※別紙参照			
/	合 計	/	/	円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
2020.1.22	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	939,607 円
2020.1.30	フランス国の企業へのコンサルタント費用支払	476,159 円
2020.1.31	フランス国の個人へ立替経費の支払	17,010 円
2020. 2.7	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	452,239 円
2020.2.21	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	847,605,439 円
2020.2.21	アメリカ合衆国の支部へ立替経費の支払	27,091 円
2020.2.21	スイス国のインターナショナル オフィスへ立替経費の支払	125,889 円
2020.2.25	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	242,000,000 円
2020.2.25	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	702,030 円
2020.2.27	スイス国の支部へ人道援助活動支援の支払	121,000,000 円
2020.2.28	フランス国の企業へのコンサルタント費用支払	161,881 円
2020.3.9	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	412,071 円
2020.3.17	フランス国の企業へ国際保険料の支払	4,689,158 円
2020.3.18	シンガポール共和国の個人へコンサルタント費用の支払	623,062 円
2020.3.25	ドイツ国の企業へコンサルタント費用の支払	2,410,600 円
2020.4.3	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	559,882 円
2020.4.7	アメリカ合衆国の企業へのライセンス費用支払	68,985 円
2020.4.20	ドイツ国の企業へコンサルタント費用の支払	2,357,400 円
2020.4.27	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	197,600 円
2020.5.11	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	864,870 円
2020.5.13	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	937,549,730 円
2020.5.20	スイス国のインターナショナル オフィスへ各支部への売掛金、買掛金の支払	73,968,303 円
2020.5.20	フランス国の企業へ国際保険料の支払	2,354,425 円
2020.5.25	シンガポール共和国の個人へコンサルタント費用の支払	449,050 円
2020.5.26	アメリカ合衆国の支部へ立替経費の支払	24,118 円

実施日	使途	金額
2020.5.26	ベルギー国の支部へ人道援助活動支援の支払	82,125,000 円
2020.5.26	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	328,500,000 円
2020.5.26	フランス国の個人へ立替経費の支払	76,301 円
2020.5.26	スウェーデン国の個人へ立替経費の支払	79,105 円
2020.5.29	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	405,559 円
2020.6.11	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	787,107 円
2020.6.18	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	50,381,352 円
2020.6.30	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	601,930 円
2020.6.30	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	158,377,800 円
2020.7.3	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	120,886,144 円
2020.7.9	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	56,547,750 円
2020.7.10	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	57,359,727 円
2020.7.15	フランス国の企業へ国際保険料の支払	2,472,775 円
2020.7.17	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	1,312,228 円
2020.7.20	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	951,796,891 円
2020.7.27	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	451,435 円
2020.7.29	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	809,308 円
2020.7.31	アメリカ合衆国の支部へ立替経費の支払	153,816 円
2020.8.7	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	2,047,186 円
2020.8.25	スイス国のインターナショナル オフィスへ各支部への 売掛金、買掛金の支払	3,905,603 円
2020.8.31	フランス国の企業へ国際保険料の支払	1,266,937 円
2020.9.18	スイス国のインターナショナル オフィスへ各支部への 売掛金、買掛金の支払	2,792,538,508 円
2020.9.18	シンガポール共和国の個人へコンサルタント費用の支払	1,977,853 円
2020.9.23	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	369,414 円
2020.9.25	ベルギー国の個人へ給与の支払	



6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
R2.5.13			人道援助活動支援	985,500,000
R2.5.20			人道援助活動支援	82,125,000
R2.5.26			人道援助活動支援	328,500,000
R2.5.26			人道援助活動支援	82,125,000
R2.6.30			人道援助活動支援	158,377,800
R2.7.3			人道援助活動支援	120,886,144
R2.7.20			人道援助活動支援	985,500,000
R2.9.18			人道援助活動支援	274,250,000
R2.9.18			人道援助活動支援	204,125,000
R2.9.18			人道援助活動支援	816,500,000
R2.9.18			人道援助活動支援	204,125,000
R2.9.18			人道援助活動支援	1,178,000,000
R2.9.18			人道援助活動支援	14,183,472
R2.9.18			人道援助活動支援	21,260,496
R2.10.20			人道援助活動支援	20,852,528
R2.10.20			人道援助活動支援	13,911,387
R2.10.20			人道援助活動支援	589,000,000
R2.10.20			人道援助活動支援	244,000,000
R2.10.20			人道援助活動支援	61,000,000
R2.10.20			人道援助活動支援	55,000,000
R2.10.20			人道援助活動支援	61,000,000
H32.10.20			人道援助活動支援	-586,598
R2.11.17			人道援助活動支援	600,000,000
R2.11.17			人道援助活動支援	152,000,000
R2.11.17			人道援助活動支援	38,000,000
R2.11.17			人道援助活動支援	44,000,000
R2.11.17			人道援助活動支援	38,000,000
R2.12.22			人道援助活動支援	554,000,000

R2.12.22		人道援助活動支援	137,000,000
R2.12.22		人道援助活動支援	34,000,000
R2.12.22		人道援助活動支援	40,000,000
R2.12.22		人道援助活動支援	34,000,000
R2.12.22		人道援助活動支援	196,326,434
R2.12.31		人道援助活動支援	1,555,795,507
R2.12.31		人道援助活動支援	364,100,000
R2.12.31		人道援助活動支援	91,250,000
R2.12.31		人道援助活動支援	97,250,000
R2.12.31		人道援助活動支援	91,250,000
R2.12.31		人道援助活動支援	-9,332,812
R2.12.31		人道援助活動支援	215,200,000

別紙 ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			2020/11/25	111,370	コンサルティング料
			2020/01/27	1,670	講演会等の日当、1回あたり3,341円×1/2
			2020/12/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/01/27	1,670	講演会等の日当、1回あたり3,341円×1/2
			2020/07/27	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/06/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/1/27	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/8/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/11/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/09/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/11/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/03/25	8,266	講演会等の日当、1回あたり3,341円×2.5
			2020/01/27	6,682	講演会等の日当、1回あたり3,341円×2
			2020/07/27	6,682	講演会等の日当、1回あたり3,341円×2
			2020/09/25	5,011	講演会等の日当、1回あたり3,341円×1.5
			2020/09/25	5,011	講演会等の日当、1回あたり3,341円×1.5
			2020/01/27	1,670	講演会等の日当、1回あたり3,341円×1/2
			2020/09/25	5,011	講演会等の日当、1回あたり3,341円×1.5
			2020/01/27	1,670	講演会等の日当、1回あたり3,341円×1/2
			2020/09/25	5,011	講演会等の日当、1回あたり3,341円×1.5
			2020/11/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/03/25	1,670	講演会等の日当、1回あたり3,341円×1/2
			2020/4/27	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/09/25	10,022	講演会等の日当、1回あたり3,341円×3
			2020/01/27	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/09/25	6,682	講演会等の日当、1回あたり3,341円×2
			2020/01/27	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/10/26	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/01/27	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/12/25	10,044	講演会等の日当、1回あたり3,341円×3
			2020/10/26	1,670	講演会等の日当、1回あたり3,341円×1/2
			2020/11/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/12/25	5,011	講演会等の日当、1回あたり3,341円×1.5
			2020/01/27	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/09/25	6,682	講演会等の日当、1回あたり3,341円×2

別紙 ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			2020/01/27	5,011	講演会等の日当、1回あたり3,341円×1.5
			2020/01/27	10,023	講演会等の日当、1回あたり3,341円×3
			2020/11/25	13,364	講演会等の日当、1回あたり3,341円×4
			2020/01/27	6,682	講演会等の日当、1回あたり3,341円×2
			2020/10/26	1,670	講演会等の日当、1回あたり3,341円×1/2
			2020/11/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/08/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/10/26	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/09/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/09/25	1,670	講演会等の日当、1回あたり3,341円×1/2
			2020/11/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/09/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/12/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/11/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/01/27	6,682	講演会等の日当、1回あたり3,341円×2
			2020/09/25	6,682	講演会等の日当、1回あたり3,341円×2
			2020/07/27	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/11/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/01/27	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/09/25	6,682	講演会等の日当、1回あたり3,341円×2
			2020/10/26	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/03/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/11/25	6,682	講演会等の日当、1回あたり3,341円×2
			2020/12/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/02/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/08/25	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/01/27	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/07/27	3,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/12/25	6,000	講演会等の日当、1回あたり3,000円×2
			2020/01/27	10,023	講演会等の日当、1回あたり3,341円×3
			2020/07/27	9,341	講演会等の日当、1回あたり3,341円。
			2020/01/27	15,000	講演会等の日当、1回あたり3,000円×5
			2020/01/27	15,000	講演会等の日当、1回あたり3,000円×5



認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人国境なき医師団日本	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員総数のうち次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和2年1月1日 ～ 令和2年12月31日	11人	0人	%	0人	%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。  
 (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。  
 (例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉓」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に正会員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉓」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉓」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年3月12日

特定非営利活動法人 国境なき医師団日本  
会長 久留宮 隆 殿

監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

### <財務諸表等監査>

#### 監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人 国境なき医師団日本の2020年1月1日から2020年12月31日までの2020年度の貸借対照表、正味財産増減計算書並びに財務諸表に対する注記及び財産目録（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

2020年12月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減	増減比
<b>I. 資産の部</b>				
<b>1. 流動資産</b>				
現金および預金	3,551,329,306	2,129,418,761	1,421,910,545	66.8%
未収入金 (財務諸表注記 6 参照)	344,035,419	219,290,460	124,744,959	56.9%
前払費用	10,477,275	11,869,282	△ 1,392,007	△11.7%
立替金	1,125,398	481,877	643,521	133.5%
その他流動資産	31,533,949	23,536,338	7,997,611	34.0%
<b>流動資産合計</b>	<b>3,938,501,347</b>	<b>2,384,596,718</b>	<b>1,553,904,629</b>	<b>65.2%</b>
<b>2. 固定資産</b>				
1) 特定資産 (財務諸表注記 3 参照)				
人道援助プログラム支援金積立資金	0	32,773,357	△ 32,773,357	△100.0%
2) その他の固定資産 (財務諸表注記 5 参照)				
建物附属設備	8,952,589	17,949,288	△ 8,996,699	△50.1%
事務用什器・備品	33,645,255	38,623,068	△ 4,977,813	△12.9%
ソフトウェア	14,208,491	17,491,494	△ 3,283,003	△18.8%
長期差入保証金等	41,589,540	42,299,540	△ 710,000	△1.7%
<b>固定資産合計</b>	<b>98,395,875</b>	<b>149,136,747</b>	<b>△ 50,740,872</b>	<b>△34.0%</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,036,897,222</b>	<b>2,533,733,465</b>	<b>1,503,163,757</b>	<b>59.3%</b>
<b>II. 負債の部</b>				
<b>1. 流動負債</b>				
未払金	2,802,255,324	1,457,581,967	1,344,673,357	92.3%
預り金等	9,554,778	2,919,666	6,635,112	227.3%
<b>流動負債合計</b>	<b>2,811,810,102</b>	<b>1,460,501,633</b>	<b>1,351,308,469</b>	<b>92.5%</b>
<b>2. 固定負債</b>				
退職給付引当金 (財務諸表注記 9 参照)	49,608,800	49,321,000	287,800	0.6%
<b>固定負債合計</b>	<b>49,608,800</b>	<b>49,321,000</b>	<b>287,800</b>	<b>0.6%</b>
<b>負債合計</b>	<b>2,861,418,902</b>	<b>1,509,822,633</b>	<b>1,351,596,269</b>	<b>89.5%</b>
<b>III. 正味財産の部</b>				
指定正味財産 (財務諸表注記 3 参照)	0	32,773,357	△ 32,773,357	△100.0%
一般正味財産	1,175,478,320	991,137,475	184,340,845	18.6%
<b>正味財産合計</b>	<b>1,175,478,320</b>	<b>1,023,910,832</b>	<b>151,567,488</b>	<b>14.8%</b>
<b>負債および正味財産合計</b>	<b>4,036,897,222</b>	<b>2,533,733,465</b>	<b>1,503,163,757</b>	<b>59.3%</b>



財産目録

2020年12月31日 現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I. 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金および預金	3,551,329,306	2,129,418,761	1,421,910,545
手許現金	132,369	2,398,461	△ 2,266,092
普通預金 ( ㈱三菱UFJ銀行 )	1,264,395,695	882,331,930	382,063,765
普通預金 ( ㈱三井住友銀行 )	529,912,295	456,164,669	73,747,626
普通預金 ( ㈱みずほ銀行 )	22,347,858	31,317,554	△ 8,969,696
振替貯金 ( ㈱ゆうちょ銀行 )	1,588,334,757	633,869,648	954,465,109
普通預金 ( 楽天銀行(株) )	18,102,791	5,813,426	12,289,365
普通預金 ( 住信SBIネット銀行(株) )	2,645,763	5,360,255	△ 2,714,492
普通預金 ( 住友信託銀行(株) )	18,687,129	8,821,764	9,865,365
普通預金 ( 三菱UFJ信託銀行(株) )	6,679,523	3,341,054	3,338,469
定期預金 ( ㈱三井住友銀行 )	100,000,000	100,000,000	0
PAYPAL	91,126	0	91,126
未収入金	344,035,419	219,290,460	124,744,959
未収金	107,164,245	101,941,173	5,223,072
MSF韓国からのグラント未収金	76,907,849	35,077,017	41,830,832
MSF フランス	93,122,810	47,950,270	45,172,540
MSF インターナショナル・オフィス等	36,453,937	5,413,925	31,040,012
MSFオペレーション事務局 (海外派遣者経費)等	29,948,486	20,414,763	9,533,723
その他	438,092	8,493,312	△ 8,055,220
前払費用	10,477,275	11,869,282	△ 1,392,007
立替金	1,125,398	481,877	643,521
その他流動資産	31,533,949	23,536,338	7,997,611
金地金	31,256,089	23,526,279	7,729,810
貯蔵品	-	-	0
仮払金	277,860	10,059	267,801
流動資産合計	3,938,501,347	2,384,596,718	1,553,904,629
<b>2. 固定資産</b>			
1) 特定資産			
人道援助プログラム支援金積立資金 (財務諸表注記 3 参照)	0	32,773,357	△ 32,773,357
2) その他固定資産 (財務諸表注記 5 参照)			
建物附属設備	8,952,589	17,949,288	△ 8,996,699
事務所内装工事	8,952,589	17,949,288	△ 8,996,699
事務用什器・備品	33,645,255	38,623,068	△ 4,977,813
什器	1,989,597	4,088,139	△ 2,098,542
器具備品	31,655,658	34,480,637	△ 2,824,979
ビデオ機器	-	54,292	△ 54,292
ソフトウェア	14,208,491	17,491,494	△ 3,283,003
長期差入保証金等	41,589,540	42,299,540	△ 710,000
事務所等の敷金	41,589,540	42,299,540	△ 710,000
固定資産合計	98,395,875	149,136,747	△ 50,740,872
資産合計	4,036,897,222	2,533,733,465	1,503,163,757
<b>II. 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金(人道援助プログラム支援金)	2,414,845,507	1,210,605,439	1,204,240,068
MSF フランス	1,555,795,507	847,605,439	708,190,068
MSF スペイン	364,100,000	242,000,000	122,100,000
MSF スイス	91,250,000	121,000,000	△ 29,750,000
MSF オランダ	97,250,000	0	97,250,000
MSF ベルギー	91,250,000	0	91,250,000
MSF WaCA	215,200,000	0	215,200,000
未払金(国内事業経費・その他)	387,409,817	246,976,528	140,433,289
預り金等	9,554,778	2,919,666	6,635,112
その他	9,554,778	2,919,666	6,635,112
流動負債合計	2,811,810,102	1,460,501,633	1,351,308,469
<b>2. 固定負債</b>			
退職給付引当金 (財務諸表注記 9 参照)	49,608,800	49,321,000	287,800
固定負債合計	49,608,800	49,321,000	287,800
負債合計	2,861,418,902	1,509,822,633	1,351,596,269
<b>III. 正味財産の部</b>			
指定正味財産 (財務諸表注記 3 参照)	0	32,773,357	△ 32,773,357
一般正味財産	1,175,478,320	991,137,475	184,340,845
正味財産合計	1,175,478,320	1,023,910,832	151,567,488
負債および正味財産合計	4,036,897,222	2,533,733,465	1,503,163,757

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 財務諸表の作成基準

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産 定額法によっている。

耐用年数

建物附属設備および什器 3~5年

器具備品およびビデオ機器 3~5年

##### ② ソフトウェア 定額法によっている。

耐用年数 3-5年

#### (3) 収益の認識

寄付収入は原則として、現金主義に基づき認識している。

現物寄付の扱い MSF 日本は金銭以外にも、現物寄付として、医薬品、IT 機器、ソフトウェアの支援を受けている。これらの現物寄付は取得時に合理的に価額を見積もり、「寄付収入」として認識し、事業供用時に費用を計上している。

#### (4) 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員に対する退職金の支給に備えるため、退職金規定に基づく期末要支給額を計上している。

#### (5) 消費税等の会計処理 税込方式によっている。

#### (6) 経常費用について

費用については主要な活動別に区分して表示している。

##### ① ソーシャルミッション

人道活動援助費用、活動のためのスタッフ募集等、医療及び研究・開発、広報およびアドボカシー費用など活動をサポートする費用

##### ② 募金活動費

##### ③ 管理部門費

##### ④ その他 MSF 海外オフィス費用及び必須医薬品キャンペーン・新薬開発イニシアティブへのサポート費用



2. 基本財産および特定資産の増減額

基本財産および特定資産の増減額は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
特定資産	32,773,357	-	(32,773,357)	-
小計	32,773,357	-	(32,773,357)	-
合計	32,773,357	-	(32,773,357)	-

3. 基本財産および特定資産の財産等の内訳

基本財産および特定資産の財産等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産か らの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
基本財産	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
特定資産	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

4. 担保に供している資産 該当事項はない。

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額および当年度末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額および当年度末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当年度末残高
建物付属設備	51,494,334	42,541,745	8,952,589
事務什器備品	109,082,665	75,437,410	33,645,255
什器	21,031,294	19,041,697	1,989,597
器具・備品	81,537,742	49,882,084	31,655,658
ビデオ機器	6,513,629	6,513,629	-
ソフトウェア	93,486,238	79,277,747	14,208,491
総計	254,063,237	197,256,902	56,806,335

6. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高および当該債権の当期末残高  
 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高および当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	344,035,419	-	344,035,419
総計	344,035,419	-	344,035,419

7. 保証債務等の偶発債務 該当事項はない。

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次の通りである。

(単位:円)

科目	金額
経常収益への振替額	3,120,765,784
総計	3,120,765,784

9. 退職給付引当金

(1) 採用している退職給付制度の概要 内部規定に基づき、退職一時金制度を設けている。

(2) 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務 49,608,800 円、退職給付引当金 49,608,800 円

(3) 退職給付費用 14,258,800 円

10. 当年度の人道援助プログラム支援金の配分内訳

(単位:円)

	国内支援者からの寄付	外務省の拠出金	MSF 韓国からの支援金	プログラム支援金合計
MSF フランス	6,125,658,407	158,919,393	321,595,507	6,606,173,307
MSF スペイン	2,042,100,000	-	-	2,042,100,000
MSF スイス	510,500,000	-	-	510,500,000
MSF オランダ	510,500,000	120,886,144	-	631,386,144
MSF ベルギー	510,500,000	-	-	510,500,000
MSF WaCA	215,200,000	-	-	215,200,000
総計	9,914,458,407	279,805,537	321,595,507	10,515,859,451

11. 重要な後発事象 該当事項はない。

## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		11人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	0人

役員の内訳									
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	就任・退任年月日
久留宮 隆		理事		○					平成29年3月26日就任
吉野 美幸		理事		○					平成29年3月26日就任
中嶋 優子		理事		○					平成29年3月26日就任
ユ・ソヒ		理事		○					平成30年3月25日就任
田岡 知明		理事		○					平成30年3月25日就任
櫻井理咲子		理事		○					平成31年3月26日就任
齊藤 哲也		理事		○					令和2年3月25日就任
谷口 博子		理事		○					令和2年3月25日就任
辻坂 文子		理事		○					令和2年3月25日就任
デルマス・ジル		監事		○					平成29年3月31日就任

スィーベル リチャード	監事	○					令和2年3月25日就任
村田 慎二郎	理事	○					平成31年3月26日就任 令和2年3月25日辞任
加藤 寛幸	理事	○					平成26年3月22日就任 令和2年3月24日退任
黒崎 伸子	理事	○					平成30年3月25日就任 令和2年3月24日退任
鈴木 基	理事	○					平成28年3月22日就任 令和2年3月24日退任
ピエトゥリ ジャン・ファブ リス	理事	○					平成30年3月25日就任 令和2年3月24日退任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本	チェック欄					
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		○					
イ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同 意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ <del>無</del>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 25%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>				事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日				

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1  役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ  認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ  禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ  特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ  暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2  認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3  定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4  国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5  国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6  次のいずれかに該当する法人 イ  暴力団 ロ  暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ